

「税務システム等標準化検討会固定資産税ワーキングチーム（WT）」

第10回帳票印字項目WT 議事概要

日時：令和4年1月24日（月）10：00～12：00、13：15～15：00

場所：WEB 開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

佐々木 塔子	東京都	主税局	資産税部	固定資産税課	電算指導班総括	課長代理
大隅 勉	浜松市	財務部	資産税課	主幹		
山岡 智行	神戸市	行財政局	税務部	固定資産税課	調整担当	係長
天田 功	前橋市	財務部	資産税課	課長		
大川 孝明	三鷹市	市民部	資産税課	資産税係	主任	
神部 碧衣	飯田市	総務部	税務課	資産税土地係	主事	
木塚 智徳	富士市	総務部	情報政策課	主査		
伊藤 貴俊	豊橋市	財務部	資産税課	主事		
北村 長武	南国市	税務課	課長補佐兼資産税	係長		
本山 政志	埼玉県町村会	情報システム共同化推進室	室長			
古根川 聡美	地方税共同機構	システム部	システム企画グループ	課長		

【欠席者】

橋崎 裕樹	三条市	総務部	税務課	係長		
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）	企画部担当部長				
三木 浩平	内閣官房	情報通信技術総合戦略室	政府CIO	補佐官		
前田 みゆき	デジタル庁	プロジェクトマネージャー				

（総務省）

本間 良太郎	総務省	自治税務局	固定資産税課	課長補佐		
中谷 明博	総務省	自治税務局	固定資産税課	課長補佐		
畠山 祐	総務省	自治税務局	固定資産税課	係長		
國金 建佑	総務省	自治税務局	固定資産税課	主査		
白石 順四郎	総務省	自治税務局	固定資産税課	事務官		
田畑 圭章	総務省	自治税務局	固定資産税課	事務官		
間宮 将大	総務省	自治税務局	企画課電子化推進室	課長補佐		

【議事次第】

1. 前回WTの残課題対応のご報告
2. 帳票レイアウトの見直しについて

【意見交換（概要）】

1. 前回 WT の残課題対応のご報告

■項目 No. 22 印字項目「算出税額」の定義及び印字項目名について

○ 「算出税額」とは「名寄せ後の税額のうち、税額の減額措置による軽減税額や減免税額を引く前のもの」とするが、印字項目名について「軽減前税額」でよいか。

→ 定義の明確化には賛成だが、文言については改善の余地がある。各団体の意見を募るのはどうか。

→ 他団体の意見はどうか。

「軽減前税額」の表現が好ましい：2 団体

「軽減・減免税額」の表現が好ましい：5 団体

不明：4 団体

→ 「軽減・減免税額」の表現が好ましいという団体が多いため、印字項目名については「軽減・減免税額」を前提に進める。

2. 帳票レイアウトの見直しについて

■帳票 No. 63-64_名寄帳兼（補充）課税台帳 #86 名寄帳兼（補充）課税台帳のレイアウトについて

○ 名寄帳兼（補充）課税台帳の1ページ目と2ページ目以降のレイアウトについて、1 団体から同一のレイアウトにしたほうが良いとの意見をいただいたが、各項目の印字位置が揃うことで、システムによる読み込み等ができるメリットがある一方、2 ページ目以降に記載できる資産数が減ってしまうというデメリットがあると考えている。意見を確認させてほしい。

→ 明細行を増やすために、2 様式分作成する必要性に疑義がある。

→ 他団体の意見はどうか。

同じ様式でよい：8 団体

2 様式分作成してほしい：なし

不明：3 団体

→ 回答いただいた全団体が同じ様式とのことで、同じ様式とする。

■No. 73-74_課税明細書 #139 「通知書番号」の記載について

○ 「通知書番号」の記載の必要性について、構成員の方々からの回答結果は半々となっている。「通知書番号」と「納税義務者番号」それぞれについて、印字が必要な理由はなにか。

→ 事務局が想定している「納税義務者から特定の年度に限り委任を受けた者からの問い合わせの際」という事例はレアケースではないかと感じる。

→ 同一の納税義務者に複数の納税通知書を送付する場合もある。課税年度と納税義務者番号だけでは、納税通知書の特定ができないため、通知書番号の印字を希望する。

→ 通知書番号があつて困るという意見もないことから、通知書番号と納税義務者番号をどちらも印字することとする。

以上